

相模原市告示第 2 8 2 号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により、次の特定生産緑地の指定を解除したので、同条第 2 項により準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

相模原市長 本村 賢太郎

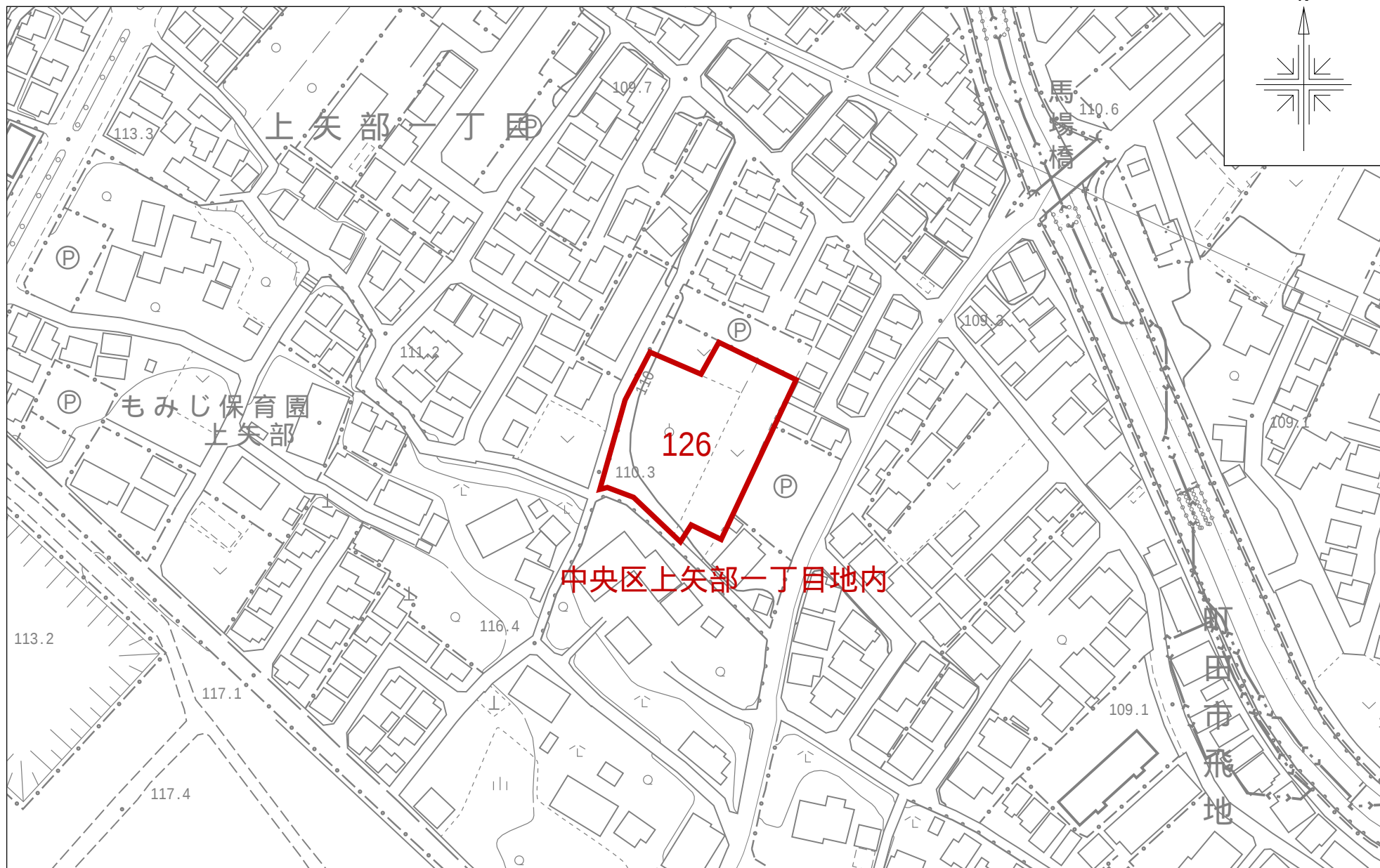
1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり





特定生産緑地の解除

箇所番号	所 在	面積（㎡）
126	中央区上矢部一丁目地内	約1,870
742	南区上鶴間二丁目地内	約1,600
744	南区上鶴間二丁目地内	約630